

広島市条例第 24 号

平成 28 年 3 月 29 日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び広島市道路占用料
徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び広島市道路占
用料徴収条例の一部を改正する条例

(広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部改正)

第 1 条 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成 21 年広島市
条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 2 号の一般電気事業者及び同項第
8 号の特定規模電気事業者」を「第 2 条第 1 項第 3 号の小売電気事業者」
に改める。

(広島市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 広島市道路占用料徴収条例（昭和 49 年広島市条例第 27 号）の
一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「第 2 条第 1 項第 9 号」を「第 2 条第 1 項第 16 号」
に改める。

附則中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日の属する年度以前の年度における第1条の規定による改正前の広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第34条第1項に規定する特定エネルギー事業者に係る同条例第35条第1項又は第2項の規定によるエネルギー環境計画書及び同条例第36条の規定によるエネルギー環境報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の広島市道路占用料徴収条例第3条に規定する道路の占用（同条例第5条第3号の電気事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）の許可、占用の同意又は占用の協議の成立があった占用物件であって、同条例第5条の規定により占用料の減額又は免除が行われたもののうち、この条例の施行の際現に当該許可、同意又は協議の成立に係る占用の期間が継続しているものに係る占用料の減額又は免除については、当該占用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。